

山口労働局職員（基準）【係長級（一般職相当）】募集要項

今般、山口労働局における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

山口労働局の常勤職員

2 業務内容

山口労働局、労働基準監督署における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

詳細は別紙2「厚生労働事務官（基準）の業務内容について」を参考にしてください。

3 募集人員

1名（その後の定員状況によって変更することがあります。）

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、採用日時点において以下を満たす方。

- ・大学を卒業した者 11年以上
- ・短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
- ・高等学校を卒業した者 15年以上

② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

④ 採用予定時期までに国家公務員法第 8 1 条の 6 に定める定年に該当する方及び、附則第 8 条に該当する方（採用予定日において満 62 歳に達している方）

(3) 事務官（基準）、事務官（共通）の併願は可能です。

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記 12 を参照ください。

6 採用日

令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

山口労働局、労働基準監督署

※入省後は、山口労働局や山口県内の労働基準監督署に勤務し、1～3 年の間隔で人事異動があります。また、異動先により転居が必要な場合があります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 1 日 7 時間 4 5 分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。詳細は別紙 1 「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書の右上の余白部分に「基準」と記載（事務官（共通）併願の場合は「共通」も併せて表示）し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴（労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文

課題：「労働行政の課題と対応についてあなたの考えを述べてください。」

文字数：1,500～2,000 文字程度（400 字詰め原稿用紙で 5 枚程度）

※提出様式は任意とします。

※ChatGPT 等 AI の活用や、他論文等からの転載があった場合は不合格（採用、内定取消し）とします。

(3) 応募先

(1) 及び (2) を封筒に同封し、山口労働局総務部総務課人事係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記 13 のとおりです。

なお、不合格者の応募書類については、返却します。

11 応募期限

令和 7 年 12 月 26 日（金） 当日消印有効（持参の場合は当日 17：00 まで）

12 選考方法

【第 1 次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第 1 次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和 8 年 1 月 9 日（金） 発送予定

通過したか否かに関わらず全員に郵送にて通知します。

【第 2 次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和 8 年 1 月 16 日（金）～1 月 21 日（水）の間で実施予定

（日時及び場所等の詳細については、第 1 次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和 8 年 1 月 30 日（金） 発送予定

合否にかかわらず第 2 次選考の対象者に郵送にて通知します。

13 応募等に関する照会先

山口労働局総務部総務課人事係（岡村、西村、大西）

住所 山口市中河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館 6 階

電話 083-995-0360

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（26万円～35万円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当…扶養親族のある者に、配偶者月額 6,500 円、子 1 人につき 10,000 円等（※）
 - 住居手当…借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28,000 円
 - 通勤手当…交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1 か月あたり最高 150,000 円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）…1 年間に俸給等の約 4.6 か月分（令和 7 年度実績）

令和 6 年の人事院勧告を踏まえ、以下のとおり変更となる予定です。

（※）扶養手当について、配偶者に係る手当額は令和 7 年度で廃止。子に係る手当額は、令和 8 年度から 13,000 円に引き上げの予定。

厚生労働事務官（基準）の業務内容について

採用後に従事する主な業務は、以下のとおりです。

山口労働局又は局内の労働基準監督署における労働行政に関する事務等を行う
係長相当職員の業務

- 労災保険の認定、給付業務
 - ・請求内容確認、審査業務
 - ・事業場への実地調査
 - ・請求人及び関係者などへの聴取調査
 - ・医師への意見書依頼
 - ・調査文書作成（ワード、エクセル）
 - ・窓口、電話での相談業務
- 労働保険適用事務及び窓口、電話対応業務
- その他、一般的な事務作業